

- (1) 砂利の採取に関する関係法令
 (2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験願書の受付期間等
 平成16年10月12日（火）から平成16年10月29日（金）まで（閉庁日を除く。）。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、10月29日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
 (1) 受験願書（熊本県で印刷した用紙を使用すること。）
 (2) 履歴書
 (3) 受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼ること。）
 (4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
 (5) 受験手数料
 受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8千円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県商工観光労働部工業振興課資源班
 電話 096-383-1111 内線 5168

熊本県公告第730号

熊本市御幸木部土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨届出があった。
 平成16年9月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	新住所	旧住所
監事	森田 昇	熊本市御幸木部三丁目20番50号	熊本市御幸木部三丁目20番55号

熊本市公告第731号

熊本市御幸木部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。
 平成16年9月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	村 井 憲 一	熊本市御幸木部2丁目22番25号
"	中 川 末 藤	熊本市御幸木部3丁目7番10号
"	林 田 文 雄	熊本市御幸木部2丁目12番3号
"	林 田 哲 也	熊本市御幸木部2丁目9番26号
"	奥 村 一 紀	上益城郡嘉島町306番地
監事	林 田 良 一	熊本市御幸木部2丁目6番41号
"	森 田 昇	熊本市御幸木部3丁目20番50号
就任		
理事	林 田 良 一	熊本市御幸木部2丁目6番41号
"	林 田 末 広	熊本市御幸木部2丁目9番16号
"	中 川 末 藤	熊本市御幸木部3丁目7番10号
"	松 本 伸 幸	上益城郡嘉島町314番地
"	林 田 哲 也	熊本市御幸木部2丁目9番26号
監事	村 井 弘 幸	熊本市御幸木部町418番地
"	森 田 昇	熊本市御幸木部3丁目20番50号

熊本県公告第732号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から30日以内に申し出ること。

平成16年9月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在

- 地、代表者の氏名及び許可番号
- (1) 有限会社工藤産業
 菊池郡合志町幾久富 1866-2
 代表取締役 橋本 静秋
 熊本県知事許可(般-12)第14879号
- (2) 大栄建設有限会社
 菊池市大琳寺 292-12
 代表取締役 山崎 正則
 熊本県知事許可(般-11)第14733号
- (3) 有限会社米村石材
 菊池市雪野 8-2
 代表取締役 米村 茂明
 熊本県知事許可(般-14)第13397号
- (4) 有限会社東熊建設
 阿蘇郡南小国町赤馬場 1723
 代表取締役 後藤 勝美
 熊本県知事許可(般-12)第03559号
- (5) 有限会社竹下建設
 菊池郡大津町大林 860-2
 代表取締役 竹下 真二
 熊本県知事許可(般-11)第00630号
- 2 申出先
 熊本県土木部監理課

熊本県公告第733号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、平成16年2月26日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から、同条第2項の規定により八代商工会議所から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年9月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン八代ショッピングセンター本棟
 熊本県八代市沖町五番割 3705 番 ほか
 イオン八代ショッピングセンター別棟
 熊本県八代市沖町五番割 3987 番 3 ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 交通渋滞を引き起こさないよう、看板や交通指導員等により誘導を図り、店舗周辺において交通渋滞が発生した場合は、交通整理員等を増員し対処すること。また、郊外からの進入経路において渋滞等が発生した場合は、経路見直し及び案内看板灯の再確認等、一般交通に支障がでないよう対処に努めること。
 - (2) 街並みづくり等への配慮の観点から、敷地内の緑化については、各敷地ごとに十分な緑化を配置計画すること。
 ほか意見あり
- 3 市町村の区域をその地区とする商工会議所からの意見の概要
 - (1) 当該店の大売出し時には、出店予定地の周辺道路や交差点において、渋滞及び交通事故が懸念される。前面道路は現在でも交通量が多い主要幹線道路であるため、出店による交通量増加で周辺住民の生活に支障が生じる可能性が大きい。
 - (2) 出店予定地周辺は住宅地であるため、早朝からの商品搬入・荷捌きによる騒音や、深夜営業にともなう駐車場での自動車・オートバイ等による夜間及び早朝の騒音が懸念される。
 ほか意見あり
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
 平成16年9月3日から平成16年10月3日まで

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

平成16年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年9月3日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時

- 平成16年9月14日（火）
午後1時30分から午後17時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成16年度熊本県公共事業再評価対象事業について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
（電話 096-383-1111 内線 6052）

熊本県公安委員会告示第14号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次のように指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により告示する。

平成16年9月3日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
株式会社寺原自動車学校 熊本市壺川二丁目3番78号 片桐 英彰	寺原自動車学校 熊本市壺川二丁目3番78号	取消処分者講習	平成16年 9月1日
株式会社天草自動車学園 本渡市亀場町大字亀川70番地4 田中 正友	天草自動車学校 本渡市亀場町大字亀川70番地4	取消処分者講習	平成16年 9月1日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第3号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年9月3日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成16年9月15日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市東町4-11-1
熊本県健康センター 3階会議室
- 3 議題
平成16年8月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話 096-383-1111 内線 7080）

熊本県選挙管理委員会告示第75号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、